

阪神・淡路大震災30年 つなぐmirai

2025年1月17日、
阪神・淡路大震災から丸30年を迎えます。
播州信用金庫は、
震災の経験や教訓を未来へ継承し、
震災を風化させないためにも、
兵庫県の防災・減災にかかる事業に寄附金を
寄附させていただきます。

〈お取り扱い期間〉

2025年 1月17日(金) ▶ 3月31日(月)まで

固定
金利

年0.35% (税引後 0.278%)

*寄附金額はお預け入れ額の0.04%相当額(上限1,000万円)

ご利用 いただける方	本定期預金をお預け入れになる当金庫の本支店に当座預金、もしくは普通預金の口座を開いている個人・法人のお客さま	お預け入れ金額 の上限	3,000万円
商品の特徴	取扱期間終了後、お預け入れ額の0.04%相当額(上限1,000万円)を寄附金として兵庫県(防災・減災にかかる事業)へ寄附いたします * 寄附金は当金庫が拠出しますので、お客さまの寄附金負担は発生しません * 寄附金は当初預入元金に対して行い、自動継続後の元金に対しては行いません	募集総額	300億円 (募集総額に達した場合は、取扱期間内でも取扱いを中止する場合があります)
お取り扱い期間	2025年1月17日(金)～3月31日(月)	預入単位	10万円以上 1円単位
お預け入れ期間	1年(自動継続・利払方式のみ)	適用金利	固定金利 0.35%
お預け入れ方法	◎当座預金、もしくは普通預金口座からの振替によるお預け入れ ◎通帳式のみのお取り扱いとなります ◎原則、新たに預け入れいただくご資金に限ります ただし、「能登復興支援定期預金」満期継続からの振替は可能です	税金	◎【個人】2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ◎【法人】総合課税となります
		お支払い方法	当座預金・普通預金口座(振替指定口座)への振替による払戻し

2025年1月17日現在

詳しくは、ばんしんの本支店窓口までお問い合わせください。

ばんしんホームページ

<https://www.shinkin.co.jp/banshin/>



店舗一覧
はこちら



商品概要書
はこちら



ひろがる夢とたしかな未来

播州信用金庫



阪神・淡路大震災30年

兵庫県防災・減災事業支援定期「阪神・淡路大震災30年 つなぐmirai」

2025年1月17日現在

ご利用いただける方	◎ 本定期預金をお預け入れになる当金庫の本支店に当座預金、もしくは普通預金の口座を開設いただいている個人・法人のお客さま
商品の特徴	◎ 取扱期間終了後、お預け入れ額の0.04%相当額(上限1,000万円)を兵庫県の防災・減災に対する事業へ寄附いたします *寄附金は当金庫が拠出しますので、お客さまの寄附金負担は発生しません *寄附金は当初預入元金に対して行い、自動継続後の元金に対しては行いません
取扱期間	◎ 2025年1月17日(金) ～ 2025年3月31日(月)
お預け入れ期間	◎ 1年(自動継続・利払方式のみ)
お預け入れ方法	
(1) 預入方法	◎ 当座預金、もしくは普通預金口座からの振替によるお預け入れ ◎ 通帳式のための取扱いとなります ◎ 原則、新たにお預け入れいただくご資金に限ります 但し、「能登半島復興支援定期預金」の満期継続からの振替は可
(2) 預入金額	◎ 10万円以上3,000万円まで
(3) 預入単位	◎ 10万円以上 1円単位
募集総額	◎ 300億円 *募集総額に達した場合は、取扱期間内でも取扱いを中止する場合があります
お支払い方法	◎ 当座預金・普通預金口座(振替指定口座)への振替による払戻し
利 息	
(1) 適用利率	◎ 固定金利(0.35%) ◎ 預入時の本商品店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ◎ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示のスーパー定期預金の利率を適用します
(2) 利払方法	◎ 満期日以後に一括して振替指定口座に入金します
(3) 計算方法	◎ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税 金	◎ 【個人】2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ◎ 【法人】総合課税となります
中途解約時の取扱い	◎ 満期日前に解約される場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用します 預入日から解約日の前日までの日数により日割計算した中途解約利息を支払います 但し、この計算に適用する約定利率は預入日におけるスーパー定期預金の店頭表示金利を適用し、かつ預入期間に応じた中途解約利率を適用します ◎ この定期預金を中途解約される場合は解約金全て振替指定口座へ入金します
苦情処置措置 紛争解決措置	◎ 苦情処置措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、電話:0120-31-5784)にお申し出ください ◎ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください
その他参考となる事項	◎ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ◎ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ◎ 金利情勢等により内容変更または取扱を中止させて頂くことがあります

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫